

三瓶ダム管理用水力発電所
整備・運営事業

募集要項

令和7年12月

島根県

目次

第1 募集要項の位置づけ	1
第2 事業の目的及び内容	1
1. 事業名称	1
2. 事業の対象となる施設名及び所在地	1
3. 対象となる公共施設の管理者等	1
4. 事業の目的	1
5. 事業の概要	1
6. 実施事項	2
7. 事業方式	3
8. 事業の期間	3
9. 事業のスケジュール(予定)	3
10. 事業者の収入	4
11. 事業者の費用負担	4
12. 事業契約内容の確認	4
13. 事業期間終了後の措置	4
第3 事業者の募集及び選定等	4
1. 事業者の募集及び選定	4
2. 事業者の募集及び選定スケジュール	5
3. 応募者の参加資格等	5
(1)応募者の構成等	5
(2)応募者の制限	5
(3)応募者の参加資格	6
第4 応募の手続き等	7
1. 担当部局(問合せ先)	7
2. 募集要項等の公表	7
3. 募集要項等に関する質問の受付・回答	7
(1)受付期間	7
(2)提出場所	7
(3)提出方法	7
(4)回答方法	7
4. 参加表明書等の受付	7
(1)受付期間	8
(2)提出場所	8
(3)提出方法	8
(4)提出書類	8

(5) 提出部数	8
(6) 参加資格確認基準日	8
(7) 参加資格確認結果の通知及び提案要請書の送付	8
(8) 参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答	8
(9) 費用負担	9
(10) その他	9
5. 提案に必要な資料の配付	9
6. 本事業に係る提案書の受付	9
(1) 受付期間	9
(2) 提出場所	9
(3) 提出方法	9
(4) 提案書類及び内容	9
(5) 提出部数	9
第5 応募に関する留意事項	10
1. 募集要項等の応諾	10
2. 費用負担	10
3. 著作権	10
4. 特許権等	10
5. 提出資料の返却等	10
6. 資料の公開	10
7. 提出資料の取り扱い	10
8. 県からの配付資料の取り扱い	10
9. 応募の辞退	10
10. 必要事項の通知	11
11. 県と事業者の責任分担	11
第6 提案書類の審査方法	11
1. 審査委員会の設置	11
2. 審査方法	11
(1) 参加資格の確認	11
(2) 提案審査	11
3. 審査結果の公表	11
第7 優先交渉権者決定後の手続き	12
1. 優先交渉権者の契約協議期間における事業計画の作成	12
2. 契約締結	12
第8 提出書類	12
第9 その他	12
1. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合の措置	12

(1) 疑義が生じた場合の措置	12
(2) 解決が困難となった場合の措置	12
2. 事業の継続が困難となった場合における措置	12
(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	12
(2) 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	13
(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	13
3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	13
(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	13
(3) その他の措置及び支援に関する事項	13
4. 三瓶ダムの施設概要	14
(1) 貯水池容量配分図	14
(2) 現発電施設等の概要	14

第1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、島根県(以下、「県」という。)が、脱炭素社会の実現への寄与やダム管理用電力の供給によるコスト縮減などを目的として、効率的かつ効率的な事業を実施するため、「三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業」(以下「本事業」という。)を行う民間事業者(以下、「事業者」という。)を募集及び選定する公募型プロポーザルを実施するにあたり、公表するものである。

第2 事業の目的及び内容

1. 事業名称

三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業

2. 事業の対象となる施設名及び所在地

施設名:三瓶ダム管理用水力発電所

所在地:島根県大田市三瓶町野城

3. 対象となる公共施設の管理者等

島根県(土木部県央県土整備事務所大田事業所)

4. 事業の目的

本事業は、ダム管理に必要となる電力料金の縮減、また「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の取り組みにも資することから、効率的かつ効率的な管理用水力発電設備の整備・維持管理・運営を進めるこことを目的とする。

5. 事業の概要

本事業は、三瓶ダムの正常流量及び洪水調節容量内に一時的に貯留された流水を利用した管理用水力発電設備の整備、維持管理・運営を、単独企業、又は複数の企業で構成されるグループにより、以下のとおり実施する。

- ① 本事業を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)は、県と事業者が結ぶ契約(以下「事業契約」という。)に基づき、管理用水力発電設備等の設計、更新、施工監理及び維持管理・運営を行う。
- ② 事業者は、管理用水力発電設備等を自己の責任と費用負担で設計・更新し、完成後、設備を県へ無償譲渡するものとする。
- ③ 事業者は、発電設備の運転管理及び維持管理を自己の責任で行うものとする。
- ④ 事業者は、発電使用水量及び運転実績を適切に計測し、県に報告を行うものとする。

6. 実施事項

本事業において、事業者が実施する主な事項は次のとおりとする。

【施設整備】

① 設計

(ア) 事前調査

- 事業者は、本事業の実施に必要となる調査等について、自己の責任と費用において実施し、調査を行う際は、事前に県へ連絡するものとする。

(イ) 基本設計、実施設計

- 事業者は、設計の進捗状況に応じて、県に設計図書等を提出する等の中間報告を行うこと。また、基本設計が完成した段階及び実施設計が完成した段階で、速やかに「基本設計図書」及び「実施設計図書」を県に提出すること。
- 提出する設計図書は、県との協議によるものとする。ただし、基本設計は省略可能とする。

② 更新、施工監理

- 事業者は施工にあたり既存のダム施設に影響を与えないこと。
- 事業者は、施工計画を作成し、県の承諾を得ること。
- 事業者は、常に適切な工事監理を行うこと。
- 事業者は、工事関係車両、作業車両等の通行にあたり、地域の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。
- 事業者は、万が一事故が発生した場合は速やかに対応するとともに県に報告すること。
- 事業者は、工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害及び補償費等は、事業者の負担において解決に努めること。
- 事業者は、自己の負担により、必要と考えられる保険に加入すること。
- 事業者は、設置した機械設備及び電気・計装設備について試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認すること。
- 事業者は、工事完了後、速やかに県に報告すること。

③ ダム管理用制御処理設備の改良

- 発電設備の更新に伴い、システム改良が必要になることが想定される。
- このシステム改良は、事業者の責任による実施を基本とするが、県が予定するダム管理用制御処理設備の更新にあわせて対応可能な場合は、協議対象とする。

④ 関係機関との協議及び届出等

- 事業者は、管理用発電設備等に係る中国電力ネットワーク株式会社への系統アクセスについて、提案する発電設備出力による事前相談、接続検討、契約申込み、連系開始までの一連の手続きを自己の判断と責任において行うものとするが、ノーフーム接続となる可能性があるため事前に県と協議すること。
- その他、本事業の実施にあたり、施設整備に向けた関係機関への協議や届出が必要となる場合についても、自己の責任において行うものとする。

【維持管理・運営】

① 業務内容

- 事業者は、運転、管理、保守点検、補修等を行うものとし、業務を遂行するにあたり、関係機関への協議や届出が必要となる場合、自己の判断と責任において手続きを行うものとする。

② 報告事項

- 事業者は、発電に使用した水量及び発電量を毎日測定し、ダム管理用制御処理設備へデータを送信するものとする。
- また、県は事業者に対し、発電設備の設置に要した費用の報告(設置費用報告)及び発電設備の年間の運転に要した費用の報告(運転費用報告)のほか、必要に応じて、本事業に関するデータ等の報告を求めることができる。

③ 業務体制

- 事業者は、円滑な事業運営を確保するため、維持管理・運営業務の遂行体制に必要な人員を確保するものとする。

④ 非常時の県への協力

- 事業者は、河道内における災害の発生や異常渇水による取水制限、自然災害に伴う取水条件の変更、またはダム施設の点検等により、県から発電設備の運転条件に関する緊急要請があつた場合には、速やかに対応すること。

7. 事業方式

事業者は、自己の責任と費用負担により、既存の管理用水力発電設備の維持管理・運営を県から引き継いで実施し(施設所有は県)、さらに管理用水力発電設備の整備として、設計・更新し、完成後、設備を県へ無償譲渡した上で、維持管理・運営を行う。なお、事業の実施に必要となる主任技術者等は、事業者が配置するものとする。

8. 事業の期間

本事業は、長期にわたる運営を目指すことから、事業期間は定めない。事業開始日は、事業契約の締結翌日からとし、事業の完了日は事業者からの提案に基づき、事業契約により定める。

ただし、事業期間は、20年以上とする。

9. 事業のスケジュール(予定)

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ① 募集要項の公表 | 令和7年12月 |
| ② 優先交渉権者等の選定 | 令和8年7月 |
| ③ 事業契約の締結 | 令和8年9月 |
| ④ 事業開始日 | 事業契約の締結の翌日 |
| ⑤ 既発電設備の運用引継 | 令和8年11月から令和9年3月の間に行うものとし、事業契約により定める |
| ⑥ 設備更新 | 事業契約締結後、3ヶ年以内の運用開始を目指すものとする |

10. 事業者の収入

事業者は、管理用水力発電設備により発電された電力を売電し、収入を得るものとする。

11. 事業者の費用負担

事業者は、本事業に係る管理用水力発電設備の整備、維持管理・運営に係る一切の費用を負担する。

また、設備更新時やトラブル等(県の責めによる場合を除く)による発電停止時のダム管理電力供給、設備更新に伴うダム管理用制御処理設備の改修についても、事業者が負担する。

管理用発電設備により発電された電力からダム管理に必要な電力を無償で供給することを基本とするが、事業者の判断により、管理用発電設備で発電された電力を全量売電し、その収入からダム管理に必要な電力料金を負担することを可能とする。電力供給又は電力料金負担方法の詳細については、事業契約により定める。

なお、本施設は県所有の河川管理施設であるため、バックアロケーション、占用料、固定資産税等の負担は不要である。

12. 事業契約内容の確認

県と事業者は、次に示す時期に事業継続の意思を確認する。この際、事業者は必要に応じて維持管理・運営及び改修などの計画書を県に提出する。

- ① 大規模修繕を実施する概ね12ヶ月前
- ② 災害等により発電施設が被災した時点
- ③ 社会情勢の変化により事業に及ぼす影響が大きいと判断された時点

13. 事業期間終了後の措置

事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去するものとする。

事業者は、事業契約期間満了後に県が発電設備を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、契約期間満了日の3年前から維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他関係資料を県に提供するなど、事業の引継に必要な協議・協力をを行うものとする。

また、事業者は、事業期間中の本施設の適正な維持管理に努め、事業終了3ヶ月前(引渡の3ヶ月前)に本施設の性能が確保されていることを確認し、県の承諾を得ることとする。

なお、事業者は、県との協議により事業契約期間を延長することができるものとする。

第3 事業者の募集及び選定等

1. 事業者の募集及び選定

本事業は、施設整備、維持管理・運営の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的な運営を求めるものであり、県は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する民間事業者から本事業に対する提案を公募し、事業者の事業能力を総合的に評価することが必要

である。

事業者の選定は「公募型プロポーザル方式(随意契約)」によることとし、応募者からの提案を受け、提案に基づき評価・審査を行い、優先及び次点交渉権者を決定する。

2. 事業者の募集及び選定スケジュール

日 程	実 施 事 項
令和7年12月1日	募集要項等※1の公表
令和7年12月2日	募集要項等に関する質問受付開始(随時回答)
令和7年12月2日	参加表明書等の受付開始
令和8年1月14日	募集要項等(参加資格関係)に関する質問受付締切
令和8年1月28日	参加表明書等の受付期限
令和8年2月10日	参加資格確認結果の通知
令和8年3月10日	提案書の受付開始
令和8年3月17日	募集要項等(参加資格関係以外)に関する質問受付締切
令和8年6月10日	提案書の受付締切
令和8年7月下旬	優先及び次点交渉権者の選定※2
令和8年9月中旬	契約協議期限
令和8年9月下旬	契約締結

※1 募集要項等:募集要項、様式集

※2 県は、必要に応じ提案書の内容についてヒアリングを行う場合がある。

3. 応募者の参加資格等

(1)応募者の構成等

- ① 本事業に応募する民間事業者(以下、「応募者」という。)は、管理用水力発電設備等の整備・維持管理・運営業務を実施することを予定する単独企業、又は複数の企業で構成されるグループであること。
- ② 複数の企業で構成されるグループの場合においては、代表企業を選定するとともに、それぞれの企業の役割を明らかにすること。
- ③ 応募者が特別目的会社を設立し、当該特別目的会社が実施主体となり、県との事業契約を締結した上、本事業を実施することを可能とする。

(2)応募者の制限

- ① 応募者又は応募者を構成する企業が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 法人税、消費税、および島根県における県税の滞納がない者であること。

- ③ 募集要項等の公表日から提案書の受付締切日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(昭和63年5月31日管発第181号)による指名停止を受けていないこと。
- ④ 応募者又は応募者を構成する企業は、他の応募者又は応募者を構成する企業ではないこと。
- ⑤ 応募者又は応募者を構成する企業と他の応募者又は応募者を構成する企業の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、基準に該当する者の全てが代表企業以外の構成企業である場合は除く。(単独企業は、代表企業として扱う)

○資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア)親会社と子会社の関係にある場合。
- (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

○人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- (ウ)一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

- ⑥ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号))が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと

(3)応募者の参加資格

応募者は、日本国内において次に示す事業実績のいずれかを有すること。複数の企業で構成されるグループで応募する場合は、グループにおいて(ア)～(ウ)のいずれかを満たす企業が1社以上いること。

- (ア)最大出力 100kW 以上の水力発電所の整備
- (イ)最大出力 100kW 以上の水力発電所の維持管理
- (ウ)最大出力 100kW 以上の水力発電所の運営

第4 応募の手続き等

1. 担当部局(問合せ先)

島根県土木部河川課河川開発室ダム管理係

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 県庁南庁舎3階

電話 0852-22-5199 FAX 0852-22-5681

E-mail kasenkaihatsushitsu@pref.shimane.lg.jp

2. 募集要項等の公表

募集要項等は、令和7年12月1日(月曜日)から、県のホームページにて公表する。

3. 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1)受付期間

参加資格関係 : 令和7年12月2日(火曜日)から令和8年1月14日(水曜日)まで

参加資格関係以外: 令和7年12月2日(火曜日)から令和8年3月17日(火曜日)まで

(2)提出場所

第4. 1. 担当部局による

(3)提出方法

「募集要項等に関する質問書」(様式1)に質問を簡潔にまとめ、提出すること。

提出方法は、原則電子メールとし、当該電子ファイル(様式1)を添付して送信した後に、電話により着信を確認すること。

(4)回答方法

質問に対する回答については、県において検討の上、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係るもので、質問者の権利、競争上の地位のほか、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県のホームページにて随時公表するものとし、質問に対する個別回答は行わない。

4. 参加表明書等の受付

応募者は、本業務の公募型プロポーザルに参加することを表明し、第3 3. 応募者の参加資格等を満たしていることを証明するため、期限までに参加表明書及び参加資格の確認に必要な資料を提出すること。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び並びに参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1)受付期間

令和7年12月2日(火曜日)から令和8年1月28日(水曜日)午後5時必着
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日・年末年始(令和7年12月29日(月曜日)から令和8年1月3日(土曜日)まで)を除く毎日、午前9時から午後5時まで(郵送又は宅配便による提出の場合は、上記日時に必着させること。)

(2)提出場所

第4 1. 担当部局による。

(3)提出方法

参加表明書等の提出は、提出場所へ直接持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。)により送付するものとし、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

(4)提出書類

参加表明書、参加資格を確認に必要な書類(「第8 提出書類」及び「別添 様式集」を参照)

(5)提出部数

3部(正本1部、副本2部は複写で可能)
電子データ1部(データが記録されたCD-R等)

(6)参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は、参加表明書受付期間の最終日(令和8年1月28日(水曜日))とする。

(7)参加資格確認結果の通知及び提案要請書の送付

参加資格確認結果の通知書及び提案要請書を令和8年2月10日(火曜日)に応募者(複数の企業で構成されるグループの場合においては、代表企業)に送付する。

(8)参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答

参加資格がないと認められた応募者は、県に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式自由)により説明を求めることができる。

① 受付期間

令和8年2月16日(月曜日)から令和8年2月20日(金曜日)まで
上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

② 提出方法

第4 1. 担当部局まで直接持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。)により送付するものとし、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

③ 理由の回答

県は、参加資格がないと認めた理由の説明を請求されたときは、令和8年3月4日(水曜日)までに、

当該説明を請求した応募者(複数の企業で構成されるグループの場合においては、代表企業)に対して書面により回答する。

(9)費用負担

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(10)その他

県は、提出された参加表明書等を、参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。

5. 提案に必要な資料の配付

提案に必要な図面、流況データ等の資料については、県のホームページにおいて公表する。

6. 本事業に係る提案書の受付

応募者は、本業務に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。なお、以下の提出日時までに本事業に係る提案書を提出しない者は本プロポーザルに参加することができない。

(1)受付期間

令和8年3月10日(火曜日)から令和8年6月10日(水曜日)まで

持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(郵送又は宅配便による提出の場合は、上記日時に必着させること。)

(2)提出場所

第4 1. 担当部局による。

(3)提出方法

提案書の提出は、提出場所へ直接持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。)により送付するものとする。

(4)提案書類及び内容

① 提出書類

提案書(「第8 提出書類」及び「別添 様式集」を参照)

② 提案書の提案内容

次のアからエに掲げる項目とする。

ア 事業遂行能力

イ 事業計画(施設整備、維持管理・運営)

ウ 地域貢献等

(5)提出部数

提案書3部(正本1部、副本2部は複写で可能)

電子データ1部(提案書のデータが記録されたCD-R等)

第5 応募に関する留意事項

1. 募集要項等の応諾

応募者は、本事業に係る提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

2. 費用負担

応募に係る費用は、事業者の選定、非選定の場合を問わず、すべて応募者の負担とする。

3. 著作権

提案書の著作物は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、県が公表、展示その他本事業について必要と認める範囲において、県は、これを無償で使用することができる。

4. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

5. 提出資料の返却等

提出書類について、県はこれを提出者に返却しないものとする。

6. 資料の公開

県は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、応募者から提出された提案書(選定されなかった応募者からの提案書を含む。)の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより、著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については県と各応募者との間で協議する。

7. 提出資料の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとする。

8. 県からの配付資料の取り扱い

県が配付する資料は、本事業の提案に係る検討以外の目的で使用することはできない。

9. 応募の辞退

応募者は、参加表明書の提出後から提案書の提出に至るまでの期間、いつでも応募を辞退することができる。この場合は、応募辞退届2部(正本1部、副本1部は複写で可能)を第4 1. 担当部局まで直接持参、郵送(書留郵便に限る。)又は宅配便(手渡したことが証明されるものに限る。)により送付するものとし、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

10. 必要事項の通知

募集要項等に定めるものほか、応募にあたっての留意事項等、必要は事項が生じた場合には、事業者に通知する。

11. 県と事業者の責任分担

県と事業者との責任分担は、「(別表1)予想されるリスクと責任分担」において示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行う。

第6 提案書類の審査方法

1. 審査委員会の設置

事業者の選定に際しては、県土木部内に「三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」を設置する。

2. 審査方法

本事業の事業者の選定は、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施する。

(1) 参加資格の確認

応募者が、本事業への参加有資格者であることを担当部局で確認を行い、審査委員会において審査する。参加資格があると認められた応募者は提案審査に進むことができ、要件を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 提案審査

本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、審査委員会において提案内容を総合的に評価する。なお、審査において、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

応募者から提出された提案書について、「(別表2)評価基準」に基づき、評価項目ごとに評価を行い、与えられた評価に従い合計120点満点で点数化する。委員会の点数は、委員の合議によって決定する。

合計点で最も高い点数を得た応募者を優先交渉権者、次いで高い点数を得た応募者を次点交渉権者として選定する。

合計点が同点の場合は、以下の順位で選定する。

- ① 事業計画(施設整備、維持管理・運営)の点数が最も高い者
- ② 地域貢献等の点数が最も高い者
- ③ 事業遂行能力の点数が最も高い者

3. 審査結果の公表

優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果は、県のホームページにて公表する。

第7 優先交渉権者決定後の手続き

1. 優先交渉権者の契約協議期間における事業計画の作成

優先交渉権者は、契約協議期間に自己の提案内容をもとに事業計画書として取りまとめる。

この結果、提案内容と事業計画書の内容が大きく乖離する場合や、契約協議期間中に第3.3.の「応募者の参加資格等」を満たさなくなった場合など、優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、優先交渉権を次点交渉権者に移転する。

なお、提案内容と事業計画書の内容との乖離の原因が、社会情勢の変化によるものなど合理的な理由と県が判断した場合は、この限りではない。

2. 契約締結

事業計画書により、提案内容の履行が確認できた後に、契約を締結する。

なお、事業契約書(案)は、契約協議の際に優先交渉権者に提示する。

第8 提出書類

「三瓶ダム管理用水力発電所整備・運営事業 様式集」による。

第9 その他

1. 事業計画等の解釈について疑義が生じた場合の措置

(1) 疑義が生じた場合の措置

本事業の計画等について疑義が生じた場合は、県と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。

(2) 解決が困難となった場合の措置

事業契約に係る紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2. 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

① 事業者が実施する業務の内容が要求水準を満たしていない場合、又はその懸念が生じた場合、県は事業者に対して是正の勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。

ただし、事業者が当該期間内に是正をすることできなかった場合は、県は事業契約を解除することができる。

- ② 事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、県は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①及び②の規定により、県が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、県は事業者に対して、県に生じた損害について賠償を求めることができる。

(2) 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県の帰責事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は事業契約の定めるところにより、事業者に生じた損害について賠償を求めることができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 県又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、県及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、県が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、県は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。
- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。

3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

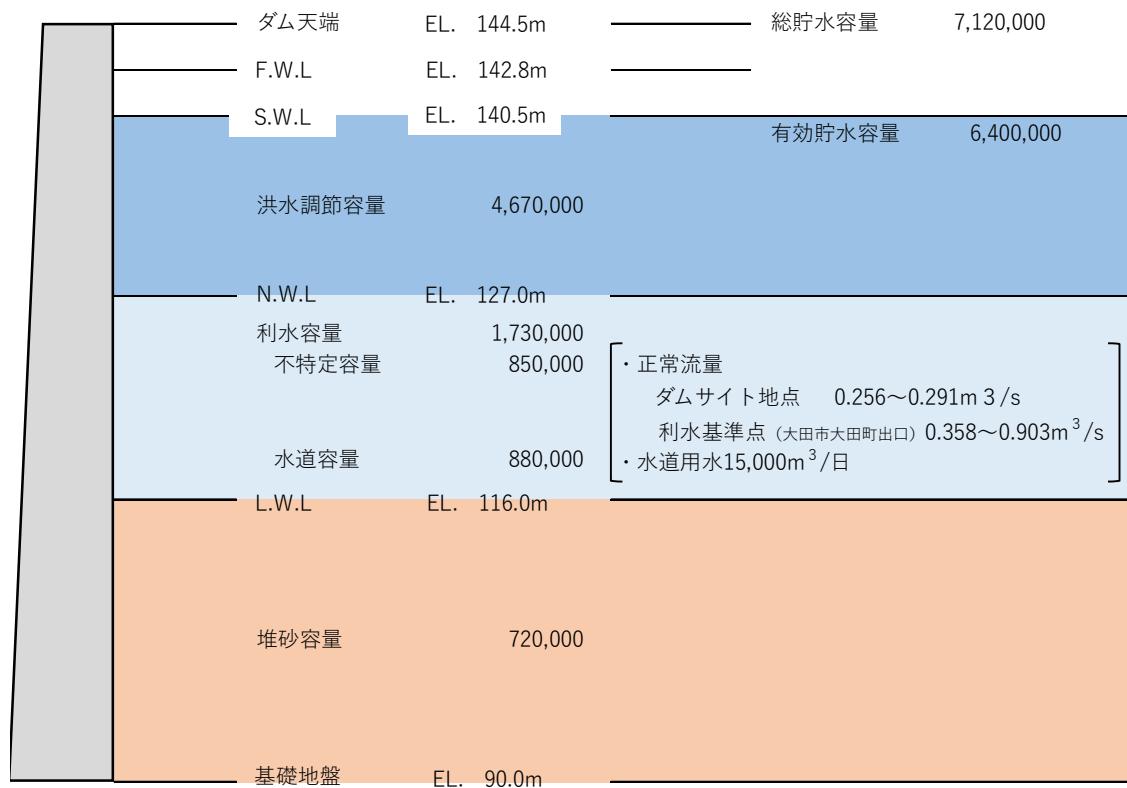
事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けられるように努める。

(3) その他の措置及び支援に関する事項

県は、事業者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、他の支援が適用される可能性がある場合は、県及び事業者で協議を行うものとする。

4. 三瓶ダムの施設概要

(1) 貯水池容量配分図



貯水池容量配分図(単位:m³)

(2) 現発電施設等の概要

現発電所計画概要

項目	諸元	備考
最大使用水量	1. 20 m ³ /s	使用水量は従属式
取水位	127.00 m	常時満水位
放水位	94.10 m	
有効落差	29.90 m	
最大出力	250 kW	
常時出力	70 kW	
年間発生電力量	1,684 MWh	2016年12月卒FIT
水圧鉄管	φ800 1条	
水車	横軸クロスフロー水車 1台	
発電機	横軸三相かご形誘導発電機 1台	
発電所	11.2m×7.8m×7.7m	半地下式

現発電所の実績(R6年度)

項目	諸元	備考
発電電力量	1,113 MWh	①
自家消費電力量	276 MWh	②
余剰電力量 (発電停止時の使用電力量)	837 MWh (9 MWh)	①-② (中国電力から買電)

(別表1)

三瓶ダム管理用水力発電所 整備・運営事業 予想されるリスクと責任分担

リスク分類・種類	リスクの内容道事業者	県	事業者	
共通	制度の変更	法制度の新設・変更に関するもの(施設の設置に係るもの) 法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの) 消費税・地方消費税にかかる税率の変更、その他関係する税制の変更・新設	○ ○ ○	
	許認可等	その他、関連する法令等に関するもの	○	
	環境保全	発電設備整備・運営における有害物質・油脂の流出など、環境保全に関するもの	○	
	第三者への賠償	発電設備整備における騒音・振動・地盤沈下等環境への影響に関するもの 運営における騒音・振動等環境への影響に関するもの 発電設備の瑕疵による事故に関するもの ダム関連設備の瑕疵による事故に関するもの	○ ○ ○	
		発電設備の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの	○	
		ダム関連設備の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの	○	
	物価変動	インフレーション・デフレーションに関するもの	○	
	金利変動	資金調達にかかる金利の変動に関するもの	○	
	義務違反	事業者の事業破綻・事業放棄等 事業者の義務違反 県の義務違反	○ ○ ○	
	自然災害	河川流水の異常渇水を含む自然災害による損害	○	
	人為的灾害	暴動、戦争等の人為的灾害による損害	○	
	応募要項等	募集要項等及び付属書類の誤りに関するもの 提出書類の記載事項の誤りに関するもの 応募のために必要な費用の負担に関するもの	○ ○ ○	
	契約	県の事由による破約もしくは契約手続きの遅延 事業者の事由による破約もしくは契約手続きの遅延	○ ○	
整備期間	現地調査等	事業者による現地調査等の結果に責があるもの	○	
	設計	県の提示条件、指示の不備・変更による施設設計の変更・遅延 事業者の指示、判断の不備による施設設計の変更・遅延	○ ○	
	資金調達	融資など必要な資金の確保に関するもの	○	
	用地の確保等	発電設備整備に必要な河川敷地の確保に関するもの 発電設備整備に必要な民有地等の確保に関するもの	○ ○	
	発電設備整備の遅延	予定されていた発電設備整備の期日に遅延が生じる場合	○	
	発電設備整備の未竣工	予定されていた発電設備整備が竣工しない場合	○	
	発電設備整備の施工監理	発電設備整備の施工監理に関するもの	○	
	発電設備整備費の変動	県の責めによる発電設備整備費用の増加 上記以外の場合による発電設備整備費用の増加	○ ○	
	施設損傷	運用開始前に発電設備等に生じた事故・火災による損傷 発電設備整備等により生じたダム関連設備への損傷	○ ○	
運用期間	運用開始の遅延	県の事由による運用開始の遅延 上記以外の場合による運用開始の遅延	○ ○	
	発電設備の運営	県からの指示の誤りによる発電設備内における事故、トラブル等 上記以外の事業者の責めによる発電設備内における事故、トラブル等	○ ○	
	ダムからの放流	発電設備の設備異常等による正常流量の放流停止に伴う事故、トラブル等	○	
	運営計画の変更	県の責めによる事業内容・運営計画の変更 上記以外の場合による事業内容・運営計画の変更	○ ○	
	維持管理費の増加	県の責めによる事業内容・運営計画の変更に伴う維持管理費の増加 上記以外の場合による維持管理費の増加	○ ○	
	施設損傷	発電設備の経年劣化による損傷 維持管理の不備により生じた損傷	○ ○	
	大規模修繕の資金調達	発電設備の経年劣化による修繕費用等に必要な資金の確保に関するもの	○	
	売電収入の変動	ダム運用の変更による発電使用水量の変動 上記以外の発電使用水量の変動 再生可能エネルギーの買取価格の減少	○ ○ ○	

※上記によらない場合は協議により対応を決定する

(別表2)

評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業遂行能力	経営安定性	発電事業を継続しうる財務基盤を有しているか。
	水力発電設備の整備の実績 ^{※1}	2010年度以降に、水力発電所の整備(更新含む)を実施した実績を評価する。 ①3施設:5点、②2施設:3点、③1施設:1点、④なし:0点
	水力発電所の運営の実績 ^{※1}	2010年度以降に、2年以上継続して水力発電所の運営を実施している又は実施した実績を評価する。 ①3施設:5点、②2施設:3点、③1施設:1点、④なし:0点
	小計	20
事業計画(施設整備、維持管理・運営)	収支計画	発電事業の収支計画が妥当であり、具体性や実現性は高いか。また、長期間、事業を実施する計画となっているか。
	発電設備計画	発電設備は、本ダムの構造や運用等を踏まえた、妥当な提案となっているか。また、効率的かつ効果的な事業実施を図るためのノウハウや工夫が見られるか。
	施設整備スケジュール	設計、製作、据付等、関係法令等の手続きなど、施設整備スケジュールは妥当な提案となっているか。また、効率的かつ効果的な事業実施を図るためのノウハウや工夫が見られるか。
	維持管理・運営	保守点検及び修繕、管理(監視)体制、トラブル発生時の対応など、維持管理・運営は妥当な提案となっているか。また、効率的かつ効果的な事業実施を図るためのノウハウや工夫が見られるか。
	事業期間	事業期間(N)を評価する。 ①N≥40年:10点、②30年≤N<40年:5点、 ③25年≤N<30年:3点、④20年≤N<25年:0点
	小計	50
地域貢献等	県の経済への寄与	県内資金の活用、県内企業の活用、県内人材の活用など、県の経済へ寄与する提案がなされ、具体性や実現性、有効性が認められるか。
	環境保全や啓発、地域振興に関する取り組み、発電電力の地域内消費循環	地域に対する再生エネルギー普及に向けた学習や啓発活動、環境保全活動、地域イベントへの参加等の地域振興に関する取り組みや、発電電力の地域内消費循環について提案され、具体性や実現性、有効性が認められるか。
	小計	50
合計		120

※1:評価する実績は、応募企業又はグループ構成企業の実績であり、グループ構成企業に属していない親会社、子会社又は関連会社の実績は対象外